

令和6年12月25日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人日本PTA全国協議会に対する勧告について

目次

勧告の概要	1
行政庁から法人に対する勧告書	2
公益認定等委員会から行政庁に対する勧告書	8
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	14



内閣府

令和6年12月25日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人日本PTA全国協議会に対する勧告について

公益社団法人日本PTA全国協議会に対して、内閣府公益認定等委員会が行った立入検査や報告徴収等により、同法人の法人運営や事務体制、経理処理・財産管理等に関して不適切な状況が明らかとなったことから、行政庁（内閣総理大臣）は、本日付けで、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第28条第1項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。

（法人の概要）

法人設立 昭和60年6月設立（平成25年4月公益社団法人に移行）
役員 理事13人（非常勤）、監事3人（非常勤）
事業概要 全国大会事業、意識調査事業、優良PTA等表彰事業等
年間事業費 約1億8千万円

※会員である都道府県・指定都市PTA協議会（61団体）により構成される全国組織
児童生徒数に応じて納入される会員からの会費等を財源に活動

（勧告の概要）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定を遵守した法人運営を確立し、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を回復するため、以下の措置を講ずること。

- （1）令和4年度の当該法人所有の建物外装改修工事に係る元役員の背任容疑事案により毀損した財産を回復するとともに、再発防止を図ること。
- （2）コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営を確立すること。
- （3）上記（1）及び（2）について、具体的かつ実効性のある計画を策定し、同計画に基づく進捗状況及び対応状況について報告すること。

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
鈴木、倉田
TEL：5403-9538（直通）

【公印・契印（省略）】

府益担第944号
令和6年12月25日

公益社団法人日本PTA全国協議会
代表者 太田 敬介 殿

内閣総理大臣
石破 茂

勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勸告します。

記

1 勸告年月日

令和6年12月25日

2 勸告の内容

貴法人において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定を遵守した法人運営を確立し、公益法人認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を回復するための以下の措置を講ずること。

(1) 令和4年度の貴法人所有の建物外装改修工事に係る元役員の背任容疑事案（以下「本件背任容疑事案」という。）により毀損した財産について、これを回復するとともに、再発防止を図るために、以下の措置を講ずること。

① 本件背任容疑事案により毀損した財産額を明らかにするとともに、その具体的な回復方法（回復時期を含む。）について明らかにすること。

② 本件背任容疑事案に係る貴法人の各機関の責任の所在を具体的に明らかにすること。

③ 具体的な再発防止策（下記（2）に定めるものを含めて差し支えない。）を策定し、実施を徹底すること。

(2) コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営を確立するために、以下の措置を講ずること。

- ① 事務局長を始めとする役職者及び事務員を確保し、安定した事務体制を整備すること。
 - ② 不正を防止し、コンプライアンスを確保するなどの観点から各種内部規程や契約手続を精査した上で、必要な見直しを行い、当該規程等に基づく業務執行を徹底すること。
 - ③ 公益法人制度や法人運営についての知見を有する外部理事及び外部監事を始め、貴法人の運営に適切に関与できる理事及び監事を選任するための選任方法を確立すること。
 - ④ 理事及び監事はその役割や責任を自覚し、十分に職責を果たすことができるよう、必要な研修や情報提供に努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)について、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を踏まえるとともに、成案を得るまでに会員の意見を聴くなどして、具体的かつ実効性のある計画(各項目別に1年以内にとる具体的措置、期限及び当該措置の遂行に責任を持つ担当理事を記載したもの)を策定し、令和7年3月31日までに行政庁に書面で提出すること。また、同計画に基づく進捗状況及び対応状況について、令和8年9月30日までの間、半年毎に行政庁に書面により報告すること。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」(令和6年12月25日付け府益第595号)の3に記載のとおり、貴法人において公益法人認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったことが疑われることから、公益法人認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別紙報告様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかつたときは、公益法人認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得ます。

5 報告期限

上記2(3)に記載の期限

6 報告方法

書面により報告すること。

【参考1】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 （略）

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～十八 （略）

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 （略）

（公益認定の取消し）

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第11条第1項の変更の認定又は第25条第1項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 （略）

【参考2】公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成31年3月改定）内閣府公益認定等委員会）（抜粋）

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

《経理的基礎》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁へ提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備えること（注1）、不適正な経理を行わないこと（注2）とする。

（注1） 略

（注2） 法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

《技術的能力》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保とする。

（略）

事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めているものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないものと判断される場合もありうる。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル12階

(別添報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]
令和 年 月 日

行政庁の長 氏名 殿

法人の名称
代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和 年 月 日（文書番号）をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担 当 者	
氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(別紙)

法人コード	
法人名	

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

(勧告事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。

【公印・契印（省略）】

府 益 第 5 9 5 号
令和6年12月25日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

公益認定等委員会
委員長 佐久間 総一郎

勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A009928
- (2) 法人の名称：公益社団法人日本PTA全国協議会
- (3) 代表者の氏名：太田 敬介
- (4) 主たる事務所の所在場所：東京都港区赤坂七丁目5番38号

2 勧告の内容

公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「当該法人」という。）については、下記3に記載するとおり、公益法人認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由が認められることから、当該法人に対し、以下の措置を講ずるよう、同法第28条第1項の規定による勧告をすること。

（必要な措置）

当該法人において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）の規定を遵守した法人運営を確立し、公益法人認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を回復するための以下の措置を講ずること。

- (1) 令和4年度の当該法人所有の建物外装改修工事（以下「本件改修工事」とい

う。)に係る元役員の背任容疑事案(以下「本件背任容疑事案」という。)により毀損した財産について、これを回復するとともに、再発防止を図るために、以下の措置を講ずること。

- ① 本件背任容疑事案により毀損した財産額を明らかにするとともに、その具体的な回復方法(回復時期を含む。)について明らかにすること。
- ② 本件背任容疑事案に係る当該法人の各機関の責任の所在を具体的に明らかにすること。
- ③ 具体的な再発防止策(下記(2)に定めるものを含めて差し支えない。)を策定し、実施を徹底すること。

(2) コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営を確立するために、以下の措置を講ずること。

- ① 事務局長を始めとする役職者及び事務員を確保し、安定した事務体制を整備すること。
- ② 不正を防止し、コンプライアンスを確保するなどの観点から各種内部規程や契約手続を精査した上で、必要な見直しを行い、当該規程等に基づく業務執行を徹底すること。
- ③ 公益法人制度や法人運営についての知見を有する外部理事及び外部監事を始め、当該法人の運営に適切に関与できる理事及び監事を選任するための選任方法を確立すること。
- ④ 理事及び監事がその役割や責任を自覚し、十分に職責を果たすことができるよう、必要な研修や情報提供に努めること。

(3) 上記(1)及び(2)について、コンプライアンスに知見を有し、種々の事案について公正な判断ができる第三者の意見を踏まえるとともに、成案を得るまでに会員の意見を聴くなどして、具体的かつ実効性のある計画(各項目別に1年以内にとる具体的措置、期限及び当該措置の遂行に責任を持つ担当理事を記載したものを)策定し、令和7年3月31日までに行政庁に書面で提出すること。また、同計画に基づく進捗状況及び対応状況について、令和8年9月30日までの間、半年毎に行政庁に書面により報告すること。

3 理由

当委員会は、本件背任容疑事案に係る報道及び当該法人に対し令和6年9月25日に実施した立入検査において、法人運営や事務局体制を始め、経理処理・財産管理等に関して不適切な状況を確認したことを契機として、公益法人認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、令和6年10月11日付け府益第450号により、当該法人に対し報告(以下「報告要求」という。)を

求めたところ、令和6年11月11日に報告書(以下「報告書」という。)の提出を受けるなど、事実確認を行ってきた。

この結果を踏まえ、当委員会において、同法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が同法第29条第2項第1号に該当するかについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

(1) 経理的基礎について

公益認定基準の一つとして、公益法人認定法第5条第2号は「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」を定めており、この経理的基礎について、行政手続法(平成5年法律第88号)に定める審査基準である「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月(平成31年3月改定)内閣府公益認定等委員会)において、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性が求められている。このうち、②経理処理、財産管理の適正性については、「財産管理、運用について法人の役員が適切に関与すること」、「開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること」、「不適正な経理を行わないこと」とされている。

当該法人においては、本件背任容疑事案が起きており、当該法人が発注した本件改修工事の代金が水増しされ、約1,200万円の損害を受けたことが報道された。

報告書によれば、この背景について、令和3年度末で事務局に在籍していた職員・派遣職員が全員退職し、事務局体制が再び不安定な状況に陥った最中に、本件改修工事が始まったとされ、追加工事については、事務局内の監視機能が働かない中、職務権限規程に基づかずに元役員主導の不適切な契約による工事が繰り返し行われていたとされている。また、元役員から事務職員には直接又は電話で指示があり、指示を受けた事務職員が経理規程等に反し、銀行から合計11回の支払いを行っていたとされている。本件改修工事は、理事会で承認を受けておらず、この点、報告書では、理事の知見や経験が乏しく、法人運営を行うという認識や多岐に渡る内部規程の理解が不十分であった旨説明がなされている。

報告書の記載を踏まえると、本件改修工事においては、内部規程に違反する不適切な事務処理・経理処理が繰り返し実施された結果として、本件背任容疑事案が生じたことは明らかである。このような事態に鑑みれば、理事の知見や経験が乏しく、法人運営を行うという認識や多岐に渡る内部規程の理解が不十分であったこと等を理由として、本件改修工事について、理事会において問題視することなく、元役員の行為に異議を唱える役員がいなかったとする状況の下では、財産管理、運用について、法人の役員が適切に関与してきたとは認められない。

また、報告書では、全監事の連名により、元役員主導による不適切な工事契約の問題点として、「工事内容に照らして過大な工事代金の設定」がなされていたとの認識が示されている。こうした点に鑑みれば、本件背任容疑事案が事実であった場合に、公益法人認定法第18条に基づき公益目的事業に使用し処分されるべき公益目的事業財産が毀損（同条違反）していることは勿論のこと、現在、刑事事件として訴訟係属中であることをおいても、損害額の算定や回復方法について検討されて然るべきであるが、報告書において、十分に議論された形跡も見受けられない。

以上を踏まえると、当該法人において、経理処理・財産管理の適正性が確保されておらず、公益法人認定法第5条第2号の基準に適合しないと疑うに足る相当の理由があると認められる。

(2) 技術的能力について

技術的能力については、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」において、「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」とされており、その公益目的事業に照らして必要な能力を具備することが求められている。また、コンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守して法人運営を行う能力も技術的能力に含まれる。

① 法人運営を支える事務体制が確保されていないこと

当該法人は、都道府県・指定都市61協議会により構成する保護者と教職員の全国組織であり、我が国最大の社会教育関係団体として、会費等を財源に、顕著な業績を上げた優良PTA等を顕彰する表彰事業や、PTAの諸活動や問題点、国や地方公共団体の動向等を発信する広報事業などを行っている。こうした当該法人の性格や公益目的事業の内容に照らせば、公益目的事業を適正に実施するためには、一定の事務体制が不可欠と考えられる。

報告書によれば、令和6年11月11日時点における事務局体制は、採用されて3か月程度の臨時雇用職員2名が在籍しているのみであり、当該法人の事務局規程第2条により置かれることとなっている事務局長、事務局次長、主幹及び事務員（以下「職員」という。）は不在である。

また、当該法人の定款第59条第2項の規定により、事務局を統括する役割にある専務理事も不在である。

報告書では、「令和2年6月末で事務局の職員が誰もいなくなった」、「令和3年度末で事務局に在籍していた職員・派遣職員が全員退職した」などの説明があり、その都度、短期的に職員をあてがうなどの対応が繰り返されているが、再び、職員が不在になる状況に陥っている。

こうした状況において、下記②に記載するように法令、定款等を遵守しな

い法人運営が行われていることを踏まえると、頻繁に事務局職員が不在となるような事務体制が継続するようでは、技術的能力を有するものであるとは認められない。

② 法令、定款等を遵守した法人運営が行われていないこと

法人が、自らの業務について適切な規程を定め、法令及び自ら定めた規程を遵守して業務を運営することは、適正な法人運営を行う上で重要である。

しかし、令和6年9月25日の立入検査においては、以下に示すように、規程等を遵守した法人運営が行われていないことが確認された。

- ・ 印章管理規程で定める公印の種類と保有する公印が相違しているほか、金庫の鍵を事務員が保管しているため、公印、銀行印、現金などが自由に持ち出せる状況にあった。
- ・ 会計経理、印章管理等の諸規程では、多くの業務の責任者を事務局長（不在の場合は事務局次長）と規定しているが、上記（2）①のとおり、事務局長・事務局次長は不在であり、規程上、別途任命するとされている責任者についても任命がなされていなかった。
- ・ 令和5年度の計算書類及び事業報告等を承認する理事会の開催を失念していたため、一般法人法の規定に反し、社員総会の3日前に理事会を開催し承認を得ていた。

立入検査の結果を踏まえて今後の対応等について報告を求めたところ、報告書では、「経理事務と会計事務の分担等、業務フローと責任の明確化を図り、牽制を働かせ、不正が起きない仕組みを構築する」、「印章規程・使用等に関し、印章の使用目的を規程に盛り込むことを検討するほか、実務においても印章使用簿の作成等、適正な取扱を早急に検討する」、「今後、事務局職員を雇用した際には、専務理事が公益法人運営にかかる教育訓練を十分に行う」などと説明するが、その内容は具体性を欠き、また、そもそも業務を分担し牽制を働かせるだけの体制がない中で実効性を欠くものに留まっており、今後、速やかにコンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守して法人運営を行う能力が回復すると認めることは困難である。

③ 法人運営に適切に関与できる理事及び監事が欠けていること

コンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守した法人運営を行う上では、法人の各機関がその権限を適切に行使し、職責を果たすことが不可欠であり、一般法人法等により、以下のとおり規定されている。

- ・ 理事は、法人の業務執行を担い、善管注意義務及び忠実義務が課せられている（同法第83条、第91条等）

- ・ 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行の監督を行うほか、代表理事の選定及び解職の権限を有する（同法第90条第2項）
- ・ 監事は、理事の職務の執行を監査（業務監査及び財務監査の双方）することとされ、これを実施するため各種権限（報告要求・調査権、理事会招集請求権等）が付与され、義務（不正行為等の理事会報告義務など）が課せられている（同法第99条、第100条、第101条等）

しかしながら、法人運営については、上記（1）及び（2）②で指摘したとおり、法令、定款等を遵守した法人運営が行われておらず、役員が法人運営に適切に関与しているとは言い難い状況にあった。報告書においても、「理事に対する、適切な研修の機会が不足し、公益法人運営についての知見や経験が乏しく、法人運営を行うという認識や多岐にわたる内部規程の理解が不十分な状況にあった」、「会長はじめ業務執行理事については、法人の財産を守るべく善管注意義務に欠けていた」とされ、また、理事の意見の中には、全国のPTA会員の中から選出され理事が短期間で交代する運用が公益法人の運営を難しくしているとするものもある。さらに、今回の報告要求では、諸問題について、理事会で検討し、機関決定の上、理事会における各理事の認識、見解等の議論の詳細を議事録として添付することを求めたが、当該理事会議事録を確認したところ、理事会としての統一の見解を取りまとめることなく、理事会開催後に提出を受けた各理事別の意見書の提出をもって、各理事の意見をそれぞれ述べたにすぎない状況であった。

これらの点に鑑みれば、当該法人は、公益法人制度や法人運営についての知見を有する理事を欠くなどの状況にあり、各機関がその権限を適切に行使し職責を果たしてきたとは認められない。上記（2）②のとおり、今後の改善方針が具体性・実効性を欠くものに留まっていることからしても、今後、当該法人の各機関がその権限を適切に行使し職責を果たすことで、コンプライアンスを確保し、法令、定款等を遵守して法人運営を行うことができるようになるのか明らかでなく、技術的能力を有するものであると認めることは困難である。

以上の事実は、当該法人が、公益認定の基準として求められている公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していることについて疑念を抱かせるものであり、公益法人認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったと疑うに足る相当な理由があると認められることから、公益法人認定法第29条第2項第1号の規定に基づき、当該法人に対して、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ (公益社団法人日本PTA全国協議会)

